「佐賀市立地適正化計画」改訂の概要について

１　改訂の背景

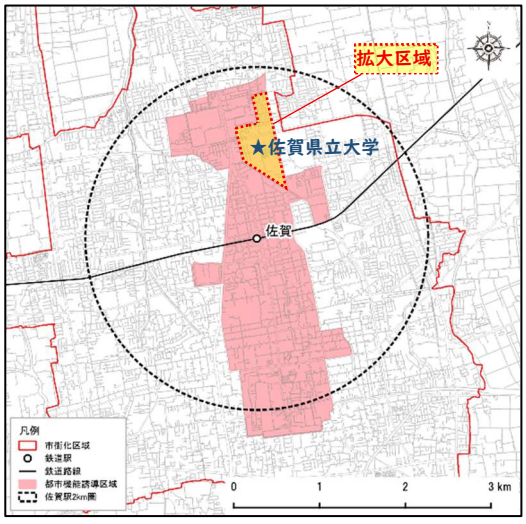
令和６年４月	「佐賀市立地適正化計画」策定
令和６年７月	佐賀県立大学（仮称・令和１１年４月開学予定）の設置場所発表
令和７年３月	「佐賀市総合計画」、「佐賀市都市計画マスタープラン」改定
令和８年５月	「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」成立

・「佐賀市立地適正化計画」策定後、ＳＡＧＡアリーナ周辺の賑わいに加え、佐賀県立大学（仮称・令和１１年４月開学予定）の設立により１，０００人規模で新たな人の流れが見込まれるなど、佐賀市のまちづくりを取り巻く環境の変化を捉え、より実効性の高い計画とするため改訂を行います。

２　改訂の内容

(1) 佐賀駅周辺都市機能誘導区域の拡大（第５章）

【佐賀駅周辺都市機能誘導区域】

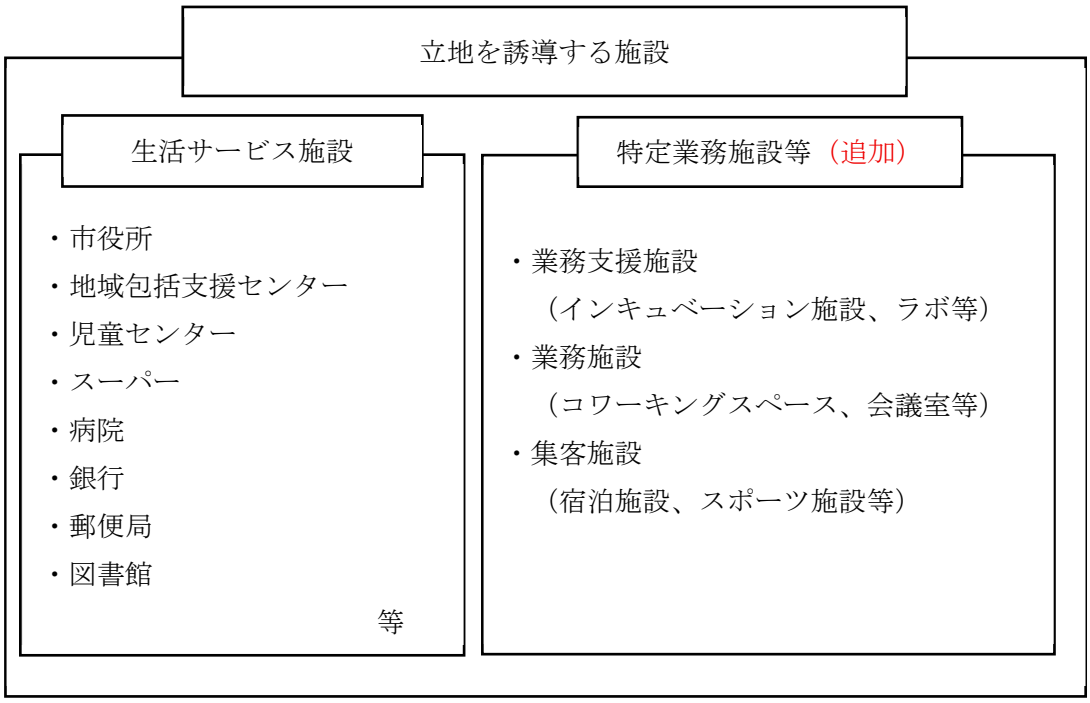


【拡大区域周辺】



・佐賀県立大学周辺を都市機能誘導区域に加え、まちづくりの新たな核として、賑わいや交流の波及効果を生み出します。
・県立大学周辺に点在する空き家などの活用の促進を図ります。

(2) 特定業務施設等の誘導（第６章）



・都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画に位置付けることが可能になった特定業務施設等を都市機能誘導区域に誘導する施設に加え、まちなかへの施設の集積を図ります。

(3) 上位計画改定に伴う文言等の修正（第１章、第３章）

・令和７年３月に改定された「第３次佐賀市総合計画」、「佐賀市都市計画マスタープラン」に合わせ、文言等の修正を行います。